

様式第10号

指名停止措置の概要

1 指名停止を受けた業者

(1) 商号又は名称 新明和工業 株式会社

(2) 所在地 兵庫県宝塚市新明和町1-1

2 指名停止措置の期間

令和7年11月25日から令和8年2月24日まで（3か月）

3 事実の概要

新明和工業 株式会社は、特定特装車製品の販売等に関して他社と情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意するなど、独占禁止法（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から違反業者として公表された（課徴金減免制度の適用あり）。

4 指名停止措置の理由

「水俣市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2の5の項（独占禁止法違反行為）に該当するため。

指名停止等の措置要綱に定める別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前項に掲げる場合を除く。） (1) 市内における業務に関する違反行為 (2) (1) 以外の業務に関する違反行為	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内 6か月以上12か月以内